

平成30年住宅・土地統計調査の実施について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

1 調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその15回目に当たります。

本年の調査は、近年において多様化している国民の居住状況や高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅ストックのみならず、高齢社会を支える居住環境、耐震性・防火性・省エネルギー性などの住宅性能、土地の利用状況を明らかにするとともに、空き家を含めた住生活の実態を明らかにすることとしています。

(2) 調査期日

平成30年10月1日

(3) 調査の対象

平成27年国勢調査調査区のうち約5分の1の調査区を対象とし、1調査区から17住戸を抽出して調査します。（参考：港北区 433調査区、約7,361住戸）

(4) 調査項目

- ア 住宅の構造に関する事項（床面積、敷地面積、建築時期、家賃等）
 - イ 住宅に居住する世帯に関する事項（世帯員構成、入居時期、通勤時間等）
 - ウ 高齢者のための設備、省エネルギー設備に関する事項
 - エ 増改築及び改修工事に関する事項
 - オ 住居地以外の住宅及び土地に関する事項
 - カ 建物の構造に関する事項（階数、建て方、腐食破損の有無等） 等
- ※カについては調査員が目視等で調査します。

(5) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたしますので、御協力をお願いします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査地域の確認）
- ・ 9月中旬 インターネット回答用の調査書類の配布
- ・ 9月下旬から10月上旬まで 調査票の配布と回収
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(6) 調査の方法

調査員による調査票の配布・収集を行います。世帯からの調査票の回答方法は、従来からの世帯の任意封入による調査員回収、インターネットを利用したオンライン回答に加え、郵送提出のいずれかで回答します。

(7) 調査員について

港北区では、登録されている「常任調査員」及び他の統計調査経験者を中心に調査員の推薦を行います。自治会・町内会への推薦依頼の予定はございません。

【問合せ】 港北区総務課統計選挙係
電話 540-2214